

令和6年度外国人受入環境整備交付金の概要について

概要

■ 目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

■ 交付対象

- ・全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）
- ・複数地方公共団体による「共同方式」も交付対象

■ 交付限度額（整備事業・運営事業共通）

| 区分 | 外国人住民数 | 交付限度額 |
|------|---------------|---------|
| 都道府県 | - | 1,000万円 |
| 市町村 | 5,000人以上 | 1,000万円 |
| | 1,000人～4,999人 | 500万円 |
| | 500人～999人 | 300万円 |
| | 500人未満 | 200万円 |

■ 交付率

| 区分 | 内容 | 交付率 |
|------|------------------------------|--------------|
| 整備事業 | 新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費 | 必要経費の10分の10 |
| 運営事業 | 一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費 | 必要経費の2分の1（※） |

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされています。

事業スキーム

